

死亡・高度障害

死亡共済給付金・供花・弔電

L 会員

S 会員

共済会会員本人およびその家族（配偶者・子女・父母）が死亡したときに給付されます。

葬儀には在籍の会社と三越伊勢丹グループ労働組合（または三越伊勢丹グループ共済会）の名前で供花・弔電をお届けします。

会員本人が死亡したとき

- L 会員 50,000 円
- S 会員 35,000 円

配偶者、子女、父母が死亡したとき

- L 会員 30,000 円
- S 会員 20,000 円

※父母は義父母、養父母を含む。



承認ワークフローで申請

承認ワークフロー対象外企業にご所属の方はすみやかに所属経由で共済会に「計報届」を提出。

※供花、弔電のお届けは死亡日から 14 日以内に営まれる葬儀（通夜）の斎場に限りです。

※給付対象会員が夫婦・兄弟姉妹・親子等で重なった場合、供花の重複給付は行いません。

※共済会営業時間外のため、葬儀（通夜）に供花・弔電のお届けが間に合わない場合は各社総務担当、所属で手配をしていただくことが可能です。（費用は共済会が負担いたします）

手配方法等の詳細はグループポータル「申請書&書類原紙集」（2025 年度名称変更予定）をご覧ください。

生命共済 死亡給付金・高度障害給付金

L 会員

（満60歳以上を除く）

共済会会員本人（L 会員）が死亡もしくは高度障害状態になったときに給付されます。

会社が掛金を負担している全員加入（一部の会員を除く）の「生命共済制度」から、共済会会員本人が死亡もしくは疾病・傷害により高度障害状態になったときに給付されます。

- L 会員 700 万円

※満 60 歳を迎えた誕生日まで適用されます。

※高度障害状態とは、障害厚生年金の 1 級・2 級、もしくは労災保険障害等級の 1 級から 3 級に認定された場合となります。



共済会にご相談ください。

セーフティープラン 任意加入

任意加入 生命共済制度

L 会員

S 会員

「自家共済制度」のため死亡・高度障害の保障にお手頃な掛金でご加入いただけます。

59 歳までにご加入され 60 歳以降再雇用にて勤務を継続される方は、その期間中の保障は継続されます。なお、会員区分を変更した場合（L 会員から S 会員）は、保障金額の上限が変更になります。

L 会員

掛金と給付金額

	死亡・高度障害給付金額		月額掛金	
			35歳以下	36歳以上
本人	500 万円～4,500 万円 500 万円単位で加入	500 万円あたり 1,000 万円あたり	425 円 850 円	700 円 1,400 円
配偶者	200 万円	200 万円	170 円	280 円
	300 万円	300 万円	255 円	420 円
	500 万円	500 万円	425 円	700 円
子	100 万円	100 万円	60 円	
	200 万円	200 万円	120 円	
	300 万円	300 万円	180 円	

S 会員

掛金と給付金額

本人	500 万円～2,000 万円 500 万円単位で加入	500 万円あたり 1,000 万円あたり	425 円 850 円	700 円 1,400 円
----	--------------------------------	--------------------------	----------------	------------------

- L 会員は配偶者・お子さまのみの加入もできます。

※左記は 2025 年 2 月現在の掛金です。

※毎年 2 月 1 日時点の年齢によって、2 月分掛金より変更となります。

※制度の詳細内容は、共済会ホームページに掲示の「三越伊勢丹グループ共済会セーフティープラン」パンフレットをご覧ください。



毎月募集。インターネットより申し込み。（右記）
（ただし、変更・脱退は秋期募集時の年一回のみ）
（保障期間は保障開始日より次の 1 月 31 日まで。
以降毎年お申し出のない限り自動更新。）



共済会にご相談ください。

〈自家共済 WEB 申込システム〉

<https://www.imgk-web.org/imweb/report/login>

